

(安来市介護人材採用・定着支援補助金) 介護人材採用活動経費への助成についてのQ&A

No.	区分	質問	回答
1	申請について	市内に複数事業所があるが、上限金額は事業所数によって違うのか？	申請は法人単位となり、複数の事業所があっても1法人当たりの補助上限額は20万円（採用実績ありの場合）となります
2	申請について	市内と市外の事業所について同時に求人を行うが対象になるか？	対象になります。ただし採用が市外事業所の場合、採用実績になりません。
3	申請について	対象になるのは介護職員とのことだが、同時に事務職も求人する場合は対象になるか？	介護職員と同時に求人をしていのであれば対象になります。ただし採用が事務職のみとなった場合には、採用実績になりません。
4	申請について	令和7年4月に実施した事業だが申請可能か？	事業対象期間は令和7年4月1日～令和8年2月末日のため申請可能です。
5	申請について	ホームページ改修を行ったが、採用に関する箇所以外も改修したが申請可能か？	採用に関する箇所のみが対象となります。請求書の明細等で対象経費が確認できない場合には対象になりません。
6	申請について	当初5万円で申請したが、その後再度求人事業を行った。上限額の20万円に達していないので追加申請できるか？	1法人1回限りの申請となります。
7	申請について	対象経費の金額が284,600円で雇用実績があるが、補助金額は142,300円になるのか？	補助金額は千円未満切り捨てとするため、補助金額は142,000円です。
8	申請について	他事業の助成金等との併用は可能ですか？	国、県又は他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けている場合は、補助対象外となります。
9	申請について	申請書は返却されますか？	ご提出された書類は返却いたしません。必要な場合はコピーをとりご提出ください。
10	申請について	令和8年2月15日に掲載終了した募集記事により応募があった人を雇用予定だが、雇用契約書については令和7年4月になる予定。採用実績となるか？	この場合、申請書の提出期限は令和8年2月27日となり、提出期限までに雇用契約が確認できるもの（メール等でも可）を提出された場合には採用実績となります。確認できるものがない場合（電話・口頭のみ）には実績にはなりません。
11	申請について	申請書の提出期限までに支払いが終了しない場合はどうすれば良いですか？	対象となる経費は、申請の際に支払い証明ができるものとなります。支払いが終わっていない、領収書がない等の支払い証明がないものは経費の対象外となります。
12	申請について	領収書は原本を提出ですか？	写しをご提出ください。（提出された書類は返却いたしませんのでご注意ください）
13	申請について	領収書の宛名は法人名ですか？	申請される法人名の領収書が対象となります。宛名が申請法人名以外、またレシートなどの宛名がない場合は対象外となります。
14	申請について	口座振込で支払ったため領収書がありません。振込依頼書や振込が記載された通帳の写しで良いですか？	振込依頼書等では支払い内容が分からないため、請求書等の内容がわかる書類とともにご提出ください。
15	請求について	振込口座名義は法人名ですか？事業所名ですか？	交付申請をした法人名義の口座をご記入ください。